

## 福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙4-1

現 行	修 正 案
(目的) 第1条 この要綱は、福島市議会政務活動費検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この要綱は、福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第159条第4項の規定に基づき、福島市議会政務活動費検討会（以下「検討会」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。
(構成) 第2条 検討会は、副議長及び各交渉会派より1人（代理も可とする。）を選出し構成する。	(構成) 第2条 検討会は、副議長及び各会派より1人を選出し構成する。
(座長及び副座長) 第3条 検討会に、座長及び副座長1人を置く。 2 副議長を座長とする。 3 副座長は、検討会において互選する。 4 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。	(座長及び副座長) 第3条 検討会に、座長及び副座長1人を置く。 2 副議長を座長とする。 3 副座長は、検討会において互選する。 4 座長は、会務を統理し、検討会を代表する。 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
《追 加》	(任期) 第4条 委員の任期は、議員の任期とする。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙4-1

現 行	修 正 案
(検討事項)  第4条 検討会は、代表者会の主宰者である議長の要請を受け、政務活動費のあり方及び諸課題について、検討が必要であると代表者会が決定した事項について検討する。 2 前項の要請については、文書又は口頭等形式の如何を問わないものとする。	(検討事項)  第5条 検討会は、代表者会の主宰者である議長の要請を受け、政務活動費のあり方及び諸課題について、検討が必要であると代表者会が決定した事項について検討する。 2 前項の要請については、文書又は口頭等形式の如何を問わないものとする。
(会 議)  第5条 検討会は、座長が招集し、主宰する。 2 検討会は、全委員の出席を原則とする。 《追 加》  3 検討会の議事は、原則として委員の総意をもって決定する。ただし、必要に応じて座長を除く委員の採決により決定することができる。この場合において、可否同数の場合は座長が決する。	(会 議)  第6条 検討会は、座長が招集し、主宰する。 2 検討会は、全委員の出席を原則とする。 3 委員が出席できない場合は、その会派に所属する議員のうちから、代理者を出席させることができる。 4 検討会の議事は、原則として委員の総意をもって決定する。ただし、必要に応じて座長を除く委員の採決により決定することができる。この場合において、可否同数の場合は座長が決する。
(提 言)  第6条 座長は、検討した結果について、代表者会の主宰者である議長に提言を行うものとする。	(提 言)  第7条 座長は、検討した結果について、代表者会の主宰者である議長に提言を行うものとする。
(設置期間)  第7条 検討会の設置期間は、この要綱の施行の日から検討が終了するま	《削 除》

## 福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙4-1

現 行	修 正 案
での間とする。	
(公 開) 第8条 <u>検討会の会議は、公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。</u>	(公 開) 第8条 <u>検討会は、原則として公開とする。</u>
《追 加》	(傍 聴) 第9条 <u>検討会の傍聴の取扱いは、福島市議会委員会傍聴規則（平成17年議会規則第1号）に準ずる。</u>
《追 加》	(記 錄) 第10条 <u>座長は、職員に、会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</u> 2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u>
(庶 務) 第9条 検討会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。	(庶 務) 第11条 検討会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。
(補則) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が代表者会の意見を聴き、検討会に諮って定める。	(その他) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が代表者会の意見を聴き、検討会に諮って定める。

## 福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙4-1

現 行	修 正 案
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>